

明治期山村の研究(二)

——丹後国加佐郡北原村——

余 田 博 通

ここ数年京都府加佐郡の山村について、その村落構造の変化を考察しようとして史・資料を集収してきたのであるが、未だ公私多忙にてその整理を終ることができないでいる。しかし自らの整理を進める意味とそれらを学界に提供する意味において、史資料を中心に若干論じようとするのがこの稿の目的である。

京都府加佐郡(丹後国加佐郡)北原村は現在大江町に属する山村であり、北は大江山(八三二米)において加悦町(与謝郡与謝村)に接し、東は大江町旧仏性寺村、南は内宮・二俣の旧両村に隣し、西は福知山市(天田郡)旧天座村に接する東西二十八町南北二十八町十二間(明治十六年一月地誌編輯一村景状 北原村)によるの村である。

明治四年七月廃藩置県で宮津県に、同年十一月豊岡県に属することとなるが、「明治四年九月本郡第十四大区一小区に編入せられ同九年八月本郡第一区となる」。この九年八月は豊岡県が廃止され京都府へ編入された時である。明治十二年四月郡区編成法の実施により加佐郡役所が舞鶴町に設置され、その管下に入った。明治十七年戸長制によって、部落毎に戸長がおかれて戸長役場が設けられたが、明治十七年六月連合戸長制に改められ連合戸長がおかれた。明治二十二年四月町村制の実施によって、河守上村となる。大正十二年三月郡制廃止され、地方事務所が設置されてからは天田郡地方事務所の管下に入る。昭和二十六年四月一日河守町・河守上村・河西村・河東村・有路上・有路

下村の加佐郡西部六ヶ町村が合併し、大江町が生まれたので、北原村は大江町北原となる。内宮より北原への道路は、昭和三十年頃より自動車通行が可能となったが、それまでは幅約二米で車力も通りがねた道であった。

北原村の戸数は、現在手許で整理したところでは、次の如くであり、幕末より明治期を通じて約十戸の減少にとどまる。

西 暦	年 号	戸 数
1817年	文化14年	52戸
56	安政 3	53
72	明治 5	50
74	7	50
82	15	47
85	18	45
95	28	45
1907	40	45
08	41	45
19	大正 8	42
21	10	42
30	昭和 5	39
32	7	39
38	13	35
39	14	34
40	15	34
41	16	34
52	27	32
58	33	29
59	34	29
64	39	28

土地に関しては、「明治十六年一月 地誌編輯一村景状 北原村」

によれば、次の如くであり、

田	十四町二反一畝十八歩	(八・三)
畑	二五八〇一	(一・五)
宅地	一〇七二五	(〇・六)
山	一五三三九二九	(八九・六)
総計	一七一二七一	(二〇〇・〇)

平均一戸当りの田面積は約二七・八畝、畑は約五畝程度しかない。

ところで、この地方の社会的展開を特徴づけるものとして株講・親方子方関係および講当の存在を指摘し、北原村についてこれらの概略を報告した(余田・光吉「講当・株講・親方子方」昭和三十九年一月関西学院社会学部紀要第八号)のであるが、その村座の形態をとる講当に象徴的に現われているように、村落の一体性は未だに消失してはいないのである。いわゆる村落の共同性を指摘することができるが、村落生活の一体性はまた広い意味での村法Ⅱ共同体規制にも現われているのであって、ここでは、同じ北原村の明治期に焦点をあて、それ以後の若干の資料をもあけて考察しておきたい。まず、共同体的側面について見て行こうと思うが、最初に正月の初寄合いのものを掲げる。

(1) 規定

一、日雇掛切	男金貳拾貳錢
一、日雇	男金拾六錢 女金拾貳錢
一、大日役	金拾七錢
一、小日役	内宮行 五錢五厘 二俣行 七錢五厘 外宮行 八錢五厘 河守行 拾錢五厘
一、区長報酬	金九円
一、歩行給料	金拾八錢

右議定候也

明治三十八年一月十六日

内式円五拾錢稻荷ヨリ出

北原字中

(2) 初集会規定(註。これは「明治四拾年度諸役員名簿、北原字中」に記載されている)

第一条	区長報酬	拾壹円	ニ訂証即卅九年度ニ比シ式円上リ
〃	歩行人給料	拾九円	ニ訂証卅九年度より壹円上リ内式円五拾錢稻荷ヨリ出
貳錢マシ	大日役	貳拾錢	
壹錢マシ	小日役	内宮 六錢五厘 二俣 九錢 外宮 拾貳錢 河守 拾貳錢 奥行 四錢 男參拾五錢 男貳拾錢 女拾六錢	

第二条	新年会	酒五升
第三条	愛宕祭り	酒四升
第四条	代参人酒迎	酒貳升
第五条	右列席者代参人及区長信徒總代四名	
第六条	八朔ニハ村御酒造トシテ酒五升定メ	
氏神祭典ハ酒壹升列席者区長及信徒貳名		

第七條

初集合

酒 壺 升

第八條

字等差下調ノ節ハ役員伍長其他組子壺名宛ツ

第九條

三ツ又畑上納ハ四十年より四十二年迄継続ノ

第十條

同居人ハ葬式ノ場ニ用ザル

なお、明治四十年における諸役員とは次のものである。区長、区长代理者、村会議員及字立合人墓地管理者、副区长、稻荷元方、稻荷札方及信徒総代、稻荷島居係り及伍長、稻荷札方、学校係り元、学校係り(三名、内一名は信徒総代)、花取及伍長、衛生組長及信徒総代、衛生副組長及伍長、農作奨励監督員及伍長(二名)、伍長(三名)、信徒総代、(註。この諸役員表は人名が主となっているので、及の字がある場合はその人が役を兼ねているのである。)

明治四十年のこの帳簿の最後の頁には、次の規定がある。

(3) 炭 焼 の 規 定

春季ハ八十八夜限り

但シ八十八夜ヲ過ギ壺釜タリ共焼クヲ認ム
ルトキハ其人エハ後日山ヲ売与フルヲ堅ク

禁ズ

夏季ハハンゲシヨヲ始メトシ式百日迄焼クヲ但シ式百日より式百

廿日迄ハ稲花ほしノ為メ焼クヲ止メ式百廿日后ハ従前ノ通り翌
年八十八夜迄連続ヤク

右ノ件壺分持式分持ニシテ夏山ヲ焼ク者ハ年内ノ立金式円夏山ヲ
焼カサル者ハ年内立金壺円五拾銭ト定メ候

夏山ノ場所

真谷ニ於テハ千丈ヶ原道る渡場ヨリ奥。大谷ニ於テ細迫口渡場ヨ

リ奥トス(以上)

この炭焼規定は、大正四年の初寄合いと思われる一月十六日に改正されている。すなわち、

(この改正規定は、大正四年の「氏神講当改正規定并ニ炭焼改正規定綴北原字中」に記載されており、その内氏神講当改正規定は、前掲「講当・株講・親方子方」九頁に掲げておいたが、その際省略しておいたものである。)

(4) 炭 焼 規 定

第四條

一、春季は八十八夜ヲ限リトシ若シ期限ヲ過ギテ壺釜タリトモ焼

ク者ヲ認メタル時ハ後日其者ニハ山ヲ売渡スヲ堅ク禁止ス

一、夏期ハ八十八夜ヲ始メトシ式百日迄焼ク

但シ式百日より式百廿日迄ハ稲花干ノ為メ山止トス

二百廿日以後ハ従前ノ通り翌年八十八夜迄引続キ焼ク

一、境界ハ売却立会人ノ指定ヲ堅ク守ル

一、焼取期限ハ満壺ケ年以内トス萬一焼残リタル場合ハ買受人ニ

權利ナキモノトス

一、釜数ハ壺戸壺釜限リトシ雇人ハ禁止ノ

一、買主ヨリ他人へ転売スルヲハ堅ク禁止ス

一、科料焼ハ大正五年ヨリ全廃ノ

一、部落住民ハ上下ノ区別ナク相当価格ヲ以テ共有山炭木売渡ス

モノトス

但シ売却立会人ノ目違ハ御免ノ

夏山ノ場所

一、魔 谷 千丈ヶ原分レ道ヨリ奥

一、大 谷 細迫口渡場ヨリ奥

一、薪、六尋迄ハ無料トシテ切取り是ヨリ以上切取リタルモノハ

毎年壺月拾六日初集会ノ際相当料金ヲ納ムル

右之通り規定候也

大正四年旧壺月十六日

初集会規定で、われわれの集めたものは、以上の外昭和十五年役員簿のものであり、明治四十年のものとはほぼ同形式である。

(5) 初集会規定(註——箇所は消してある部分である——余田)

北 原 字 中

								女 七〇 男 一〇〇 円 銭 日雇掛切
								女 五〇 男 七〇 銭 日雇日給
			田植乞力ナシ	〃	〃	〃		
	北原役員伍長中	字北原役員伍長	役員伍長中	役人伍長中	役人五長中	役人伍長中	役人伍長	字北原役人区会議員
								北原区

(6) 規定

一、山ノ口

旧五月式日

松明無用

雨天不延

一、柴 肥

壱ノ目

壱銭五厘

降雨式割引

一、肥 蒔日雇

男式拾貳銭

一、田植日雇

男式拾貳銭

女式拾銭

一、早苗登

旧五月卅日

右之通り相定候事

北原役員伍長中

明治卅八年四月廿日

資料(6)と同形式のもので、集めたものを表にすれば(7)の如くである。

以上(1)~(7)の資料は、明治三十八年以降のものであるが、村落が村落共同体として、村落生活の再生産に不可欠の事項を決定しているものであり、毎年の初集合と旧三月又は四月の寄合いで話合ってきたものであると思われる。ただ、このような形式の書類が、明治三十八年以降に見られ、それ以前には見出されないが、これは北原村が明治二十二年四月の町村制の実施によって河守上村の一部落となつてしまったことと、それ以降の日清・日露戦争期の変化によるのではないかと思われる。

しかし、村落内外の変化によってその時々事情に適合するよう改められてはきたが、その実態は、ほぼ、同じ内容を保ってきたものと考えられる。ただ、北原部落が北原村であった時期には、この村の場合、北原村落共同体と北原行政村とが食い違うことなく、全く一致した範囲にあったので、上記の実態および定めは北原行政村としてなさ

れ、また記録されたと考えてよい。「明治三年午十二月吉日 大日役書出帳」はその一つであり、明治八年三月の「諸入費書上帳 加佐郡北原村」の内にもうかがわれる。

(8) 諸入費書上帳

一、金四拾八円七拾六錢三厘壹毛	村入費
一、同拾八円八拾錢	同日役
一、同貳拾五円	地券入費
改十二円	
一、同貳円五拾錢、 改壹円五十錢	貢納米入費
不明	
一、同九円 改七十六円五拾六錢三厘 改三十八円	雨乞并日祭 入費
一、同三円	村費 入費
一、同三円三拾九錢	繕ひ入費 上井宮 津出庁入費
一、同拾五円〔除ク〕	村用掛り給 学校諸 并諸費用
一、同五拾貳円貳拾八錢 壹厘貳毛	同所税
一、同四拾貳錢五厘三毛	番人給米
一、同拾四円貳拾八錢五厘	
此米貳石五斗 改九十六円六十七錢五厘九毛	

總計百九拾貳円四拾五錢四厘六毛
△預り之外百七十七円四十五錢四厘六毛

(以上)

なお、資料(8)以外に、「明治二年巳正月吉日 年内村方小入用覚帳」があり、また「明治八年旧亥正月吉日 御村方年内小入用扣覚帳」という詳細な記帳をした長帳があるが、これも同じ意味のものである。

前者明治二年のものをみると、これは庄屋喜兵衛の村方小入用金立替え分覚えを主たる内容とするものであり、年度末に残金を次の庄屋

桑右衛門に引継ぎ、翌年は桑右衛門が同様に記帳したものであるが、これによって、初集合や四月の集会以外に、どの程度集会いわば寄合いがあったがわかる。

町村制実施によって河守上村に含まれる直前直後の北原は北原行政村たることをやめて、ほぼ純然たる北原村落共同体の姿を現わしたものと云ってよいと思うが、その時の資料(8)と同形式のものを次にあげておく。

(9) 元北原村協議費

	二十一年度 (二十一年七月ヨリ 二十二年六月マデ)	二十二年 二十二年七月ヨリ 二十三年三月迄)
治水費	無之	無之
道路費	無之	無之
橋梁費	県道○里道六円 宅円五拾錢	里道八円五十錢 五円
衛生費	無之	無之
学校寄附金	貳円五拾錢	貳円
總代給	貳拾円	拾壹円五拾錢
總代所費	七円貳拾錢	七円五拾錢
雨乞日和乞	拾貳円	五拾錢
村会費	七円	七円
備考		参円五拾錢

「明治九年子九月廿日惣メ 井堰目論下調帳北原村組長中」によれば、七ヶ所の井堰修理を人足一八二人によって行なっている。また「明治八年しん七月 道路營繕人足取調蝶 北原郎用掛り控」によれば總計三九三人、此代五拾八円九拾五錢をもつて村内道路(幅半間ないし四尺)の改修が行なわれている。これらはともにいわゆる村落共同体的労働を意味するものと考えられる。ただ後者は、豊岡県参事代理宛の北原村用懸り上総久左門の控えであるから、この道路營繕は官費で行政村の仕事として行なわれたとも考えられるのであるが、し

かし、その現実の労働組織は、村の共同体的な組み方——道普請の組織——村落共同体的労働組織で行なわれたであろうと思われる。それを推測しうる資料にもなるが、次に資料(10)明治初期のもの(明治五年あるいは十四年以前)および(11)明治二十年のものを示しておこう。

(10) 掃除町場調書

字峠

是る村中央迄

九町五拾貳間

掃除町場村中

中央杭

是る仏性寺境迄九町五十貳間

是る天座境迄拾五町

村中

字金坂

是る中央迄拾五町

村中

道路丁数証

大成る出合まで

九丁三十五間

内

壺番より壺町

貳番 壺町拾六間 役人持

三 壺町〇六間 卯右エ門組

四 壺町拾六間 喜兵エ組

五 壺町拾六間 利平組

六 壺町拾六間 長右エ門組

七 壺町拾六間 茂平組

八 壺町拾六間 政右エ門組

出合る奥ノ道 市助組

九 壺丁四十間 儀三郎組

十 十右エ門組

迫田長右エ門耕地迄ナリ

夫ヨリ橋ケ成まで拾丁

出合る下ノ原まで

丁数貳□九十一丁

不明

内

壺番より四十六間 役人持

四十九間 卯右エ門組

四十九間 喜兵エ組

利平組

長右エ門組

茂兵エ組

上下三□

不明

町数二十八丁三十五間

(11) 道路掃除丁場調書

字大成る橋ケ成近早谷筋

從是北壺町

掃除丁場

從是北壺丁拾六間

掃除丁場

從是北壺丁拾六間

掃除丁場

從是北壺町六間

掃除丁場

從是北壺町六間

掃除丁場

上総喜右衛門 上総久右衛門 南氏喜助 迫田宇右衛門 迫田宇兵衛 大道儀兵衛 中尾清右衛門 中尾善右衛門 迫田儀右衛門 迫田喜兵衛 龜井助右衛門 上垣太三郎

從是北壱町拾六間
掃除丁場

從是北壱町拾六間
掃除丁場

從是北壱町拾六間
掃除丁場

從是北壱町拾貳間
掃除丁場

從是北壱町廿六間
掃除丁場

從是北壱町四拾間
掃除丁場

但シ弥右衛門ノ下迄
從是北拾壱町

上垣松右衛門
上垣 久造
袖垣嘉右衛門

南氏 兵吉
南 吉右衛門

袖垣藤右衛門

越中武右衛門

上総 国三郎

越中 善助

迫田幾右衛門

上総嘉左衛門

上総 久助

上総喜左衛門

直野儀左衛門

越中清左衛門

大隅龜右衛門

大隅 伊八

大隅茂左衛門

大隅政右衛門

大隅 市助

大隅 仁兵衛

大隅 龜次郎

大杉作右衛門

大杉 金兵衛

大杉多左衛門

大杉 久兵衛

杉本伊左衛門

杉本 松次郎

鈴木 伊兵衛

杉本伊左衛門

掃除丁場
但シ迫田長右衛門耕地上
弥右衛門宅ノ下迄

出合ノ下ノ京迄

但從是北

四十六間

掃除丁場

從是四十九間

掃除丁場

從是北四十九間

掃除丁場

從是北四十九間

掃除丁場

從是北四十九間
掃除丁場

奥総氏

三役人

迫田宇右衛門
迫田宇 兵衛
大道儀 平衛

中尾清右衛門
中尾 善右衛門
中尾 儀右衛門

迫田儀右衛門
迫田 喜兵衛
龜井助右衛門

上垣太三郎
上垣松右衛門
上垣 久造

袖垣嘉右衛門
南氏 兵吉
南氏 吉右衛門

袖垣藤右衛門
越中武右衛門
上総 国三郎

越中 善藏
迫田幾右衛門

右明治廿年旧五月十一日調製致候也

以上に北原の村落共同体としての諸指標を資料によって示してきたが、北原が村落共同体として存在し存続してきた理由を如何に考える

かという問題になると、村落共同体一般の問題となり、種々見解の岐れるところであるが、一つの重要な論点として、上からの政治行政的な力あるいは関係がある。しかし、いま一つの点は、村がそれ自体有する一体性を重要視し、その一体性の根拠を問う事が必要であり、これが最も基礎的重要性を有する問題である。

次には、そういう意味で土地Ⅱ山林の問題を資料によって示そう。

(12) 山林原野原田慣行書上帳 明治十年十一月 加佐郡第一区北

原村

一、合計反別 町 反 畝 歩
九一・三・八・一一 式十九ヶ

内 六四・九・六・〇七 此分

慣 行 書 (表示する一余田)

第宅番 字日浦

一、反別 式反九畝五歩 共有山 (以下は下の表を見よ)

右者古来ヨリ当村中持ニテ小前之者肥草薪を刈取申居リ確証書類無御座候入会之義は他ヨリ一切無御座候此段奉申上候 以上

明治十年十一月

評価人兼戸長

上総久左衛門

京都府知事榎村正直殿代理

京都府大書記官国重正文殿

すなわち、以上の如く村中持の共有山が基底にあり、その入会利用の慣行が明らかに認められ、それは先にあげた(8)~(7)にも見られるところである。村落共同体的所有Ⅱ総有を基礎として、村落共同体的利用・労働・規制が存在するのである。北原の場合、明治初年五十戸の内山林の個別私有者は十数戸に過ぎないという状態であるから、この村落における山林の共有は、村落共同体の一体性にとって決定的な意義を有するといえることができる。

村落共同体のいま一つの基底をなす耕地関係についてみれば、前述

第□番	字	反 別		第□番	字	反 別	
1	日 浦	2反9畝05歩	共有山	28	早 谷	15反0畝00歩	共有山
2	〃	7 3. 00	〃	29	〃	10 0. 10	〃
5	〃	8 7. 21	〃	30	〃	13 0. 04	〃
7	大 谷	6 0. 10	〃	33	〃	10 0. 02	〃
8	〃	9 0. 00	〃	34	〃	8 0. 00	〃
9	〃	13 0. 00	〃	35	〃	8 0. 00	〃
12	〃	6 5. 06	〃	37	〃	8 9. 24	〃
14	〃	5 3. 04	〃	38	〃	9 0. 00	〃
15	〃	22 5. 15	〃	39	〃	2 0. 00	〃
17	〃	13 0. 00	〃	40	〃	4 9. 07	〃
18	〃	13 0. 28	〃	43	〃	1 0. 01	〃
19	〃	6 0. 02	〃	44	〃	7 5. 00	〃
20	〃	1 0. 01	〃	45	〃	3 3. 06	〃
26	早 谷	28 5. 00	〃	48	〃	6. 00	〃
27	〃	19 8. 15	〃	49	大江山笹山	649 6. 00	〃

の如く平均一戸当り所有水田面積約二反七畝、畑五畝、計約三反二・三畝であり、それが平均約六筆の小耕地(一筆平均五畝)に分れていて各字(明治四年名寄帳では小字名改正前の小字であるから、このような山村では、これを溝掛かり田と見て差支えないと思う)に分散している。ここに共同体的構造成立の基盤があり先掲の「明治九年子九月廿日惣メ 井堰目論下調帳 北原村組長中」にある七ヶ所の井堰修理も、この事情にもとづく村仕事と考えるのであって、重視しなければならぬが、山村の場合この相対的比重は山林の場合に比して軽いと見なければならぬ。

北原の場合、村落共同体にとって有する意義を重要視しなければならないものとして株講と居住の隣接関係(これらが重なっている)・親戚関係をあげねばならないが、ともかく、かかる諸基底によってその全体性が支えられているのである。

さて、かかる北原村落共同体が、幕藩体制下においては、宮津藩の領主権力によって把握されていたが、明治政権はどのようにこれを把握するのであろうか。

次に、それらの資料を掲げる。

(13) 未年免定之事

一、高六拾九石八斗三升八合

加佐郡北原村

内

式斗五升七合

明治三年改新荒六ヶ年鉦下子毛付入

極引

式石式斗式升四合

右同改五ヶ年鉦下亥毛付入極引

七斗七升四合

右同改四ヶ年鉦下戌毛付入極引

式石式斗式合

右同改三ヶ年鉦下酉毛付入極引

三石四斗壹升四合

右同改式ヶ年鉦下来申毛付入極引

外三石二升七合

年季起当未毛付入

小以八石八斗七升壹合

残六拾石九斗六升七合

此 訳

五拾五石三斗式升四合

此取米三拾石四斗式升八合

三石八斗四升六合

此取米壹石壹斗五升四合

壹石七斗九升七合

弘化四未年
起返取下ヶ

此取米式斗七升

一、高三石式斗八升

同所新田改出

此取米壹石四斗式升七合

四ツ三分五厘

一、高式石五斗五升八合

同所新田改出

此 訳

式石四斗七升二合

此取米五斗九升三合

八升六合

式ツ四分
弘化四未年
起返取下分

此取米六合

七分

米合三拾三石八斗七升八合

外

一、山畑式反五畝歩

此取米壹斗式升五合

見取場
但反二五升取
山手薪運上

一、米壹石

一、錢貳百貳拾八文

一、錢九百拾貳文

米三拾五石三合

稲木運上
糠糶運上

納合

錢壹貫百四拾文

右之通当未御成ヶ相極当村中大小之百姓并出作之者迄不殘立会
無高下致割符極月十日以前急度可皆済者也

宮津県

明治四未年十一月

河南少参事

東京出張

山崎 少参事

川村 少参事

東京出張

荒川権大参事

鳥居権大参事

野権大参事

(14)

当申租税上納割賦帳
定免

一、反別七町貳畝壹歩

此高六拾九石八斗三升八合

内高貳拾六石四斗六升八合

此 訳

田反別三町壹反三畝廿五歩

此高四拾七石貳斗九升

内反別五反六畝歩

此高八石八斗七升壹合

残反別貳町五反七畝廿五歩

此高三拾八石四斗壹升九合

此貢米拾九石四斗五升壹合

内 訳

反別貳町壹反五畝拾九歩七厘

此高三拾貳石七斗七升六合

此貢米拾八石貳升七合

反別貳反八畝六歩七厘

此高三石八斗四升六合

此貢米壹石壹斗五升四合

反別壹反三畝廿八歩六厘

丹後国加佐郡

北原村

延高

前々荒代引

本免

己亥起返

弘化四未起返

此高壹石七斗九升七合

此貢米貳斗七升

畑反別三町八反八畝六歩

此高貳拾貳石五斗四升八合

此貢米拾貳石四斗壹合

一、田反別四反壹畝歩

此高三石貳斗八升

此貢米壹石四斗貳升七合

一、反別三反七畝廿歩

此高貳石五斗五升八合

此 訳

田反別壹反四畝歩

此高壹石八斗三合

此貢米四斗三升貳合

畑反別貳反三畝廿歩

此高七斗五升五合

此貢米壹斗六升七合

内 訳

反別貳反廿九歩

此高六斗六升九合

此貢米壹斗六升壹合

反別貳畝廿壹歩

此高八升六合

此貢米六合

貢米合三拾三石八斗七升八合

外

一、畑貳反五畝歩

此貢米壹斗貳升五合

一、米壹石

納合米三拾五石三合

同村新田

同村新田

本免

弘化四未起返

大縄場

山手薪税

右者当壬申租税書面之通候条総百姓立会無甲乙割賦致決算期限通
急度上納可致□□也

明治五壬申年十一月豊岡県庁

村 長
副 村 長
總 百 姓

(15) 明治五壬申年 高反別書上帳

丹后国加佐郡一ノ小区 北原村

一、高六拾九石八斗三升八合

此 訳

田高四拾七石貳斗九升

此反別三町壹反三畝貳拾五步

此内

上田拾壹石壹斗四升壹合

石盛壹石九斗三升貳合

此(反)別五反七畝貳拾步

此 内

高六斗七升六合貳勺

午ノ申迄三ヶ年新荒引

此反別三畝拾五步

高七斗七升貳合八勺

右五ヶ年引

此反別四畝步

請高壹石四斗四升九合

此反別七畝拾五步

残り高九石六斗九升貳合

此反別五反五步

中田拾五石七斗壹升七合

石盛壹石六斗壹升貳合

此反別九反七畝拾五步

同六畝拾六步免三ツ取

高八斗八升貳合六勺

午ノ申迄三ヶ年新荒引

此反別五畝貳拾步

高三斗貳升貳合四勺

同四ヶ年引

此反別貳畝步

高壹石四斗五升八勺

同五ヶ年引

此反別九畝

請(高)貳石六斗五升五合八勺

此反別壹反貳畝貳拾步

残り拾貳石八合壹勺

此反別七反四畝九步

下田貳拾石四斗三升貳合

石盛壹石貳斗八升七合七勺

此反別壹町五反八畝貳拾步

内貳反壹畝貳拾步

免三ツ取

高六斗四升三合八勺

午ノ申酉迄四ヶ年新荒引

此反別五畝步

高四斗五升七勺

同戊迄五ヶ年同斷

此反別三畝拾五步

高貳斗五升七合五勺

亥子迄六ヶ年同斷

此反別貳畝步

請高壹石參斗五升貳合

此反別壹反拾五步

残り高拾六石貳斗九升六勺

畑高貳拾貳石五斗四升八合

此反別三町八反八畝六步

此 訳

上畑拾三石五斗四升七合

石盛九斗五升六合

此反別壹町四反壹畝貳拾步

中畑四石九斗七升壹合

石盛四斗七升八合

此反別壹町四畝步

下畑三石貳斗六升

石盛三斗壹升八合八勺

此反別壹町貳畝拾步

山畑高七斗七升
此反別四反三步
石盛壺斗九升貳合

右者高反別相改指上申候処相違無御座候

明治五壬申八月

百姓代 大隅茂左衛門

副戸長 上総 茂 平

同 上総喜左衛門

戸長 迫田糸右衛門

豊岡県御役所

(16) 明治六年租税上納割賦帳

検見取

一、反別七町貳畝壺歩

丹後国加佐郡

北原村

此 訳

田反別三町壺反三畝廿五歩

内反別貳反拾五歩

前々荒□引

外反別三反五畝拾九歩

当西起返検見入

残反別貳町九反三畝拾歩

此貢米拾四石九斗八升七合

外米四石四斗貳升四合

検見入

内 訳

反別貳町五反壺畝四歩七厘

本 免

此貢米拾三石五斗貳升三合

外米四石四斗貳升四合

検見成

反別貳反八畝六歩七厘

己亥起返

此貢米壺石壺斗五升四合

反別壺反三畝廿八歩六厘

弘化四未起返

此貢米貳斗七升

畑反別三町八反八畝六歩

此貢米拾貳石四斗壺合

一、田反別四反壺畝歩
此貢米壺石四斗貳升七合
同村新田

二、反別三反七畝廿歩

此 訳

同村新田

田反別壺反四畝歩

此貢米四斗三升貳合

畑反別貳反三畝廿歩

此貢米壺斗六升七合

内 訳

反別貳反廿九歩

本 免

此貢米壺斗六升壺合

反別貳畝廿壺歩

弘化四未起返

此貢米六合

貢米合貳拾九石四斗壺升四合

外米四石四斗六升四合

去申成

外

一、畑貳反五畝歩

大繩場

此貢米壺斗九升五合

但反三五升取

一、米壺石

山 税

金貳錢五厘

内 貳厘 改正済

納合 米三拾石五斗三升九合

金貳錢五厘

右者明治六年租税書面之通候条總百姓立会無甲乙割賦致候
期限通急度上納可致モノ也

明治六年十一月 豊岡県庁圖

村 長

副村長

總百姓

(17)

癸酉正組雜稅皆濟帳

丹後国加佐郡北原村
丹後国加佐郡北原村

反別七町八反拾壹步

北原村

一、貢米貳拾九石五斗三升九合

正租

内米壹斗貳升五合

大繩場

一、米壹石

山税

金貳錢五厘

内金貳厘 改正増

諸掛之部

一、米九斗壹升六合

口米

一、金壹厘

口金

合 米三拾壹石四斗五升五合
此金百七円八拾四錢九厘

金貳錢六厘

納合金百七円八拾七錢五厘

右者酉正租雜稅金書面之通相納金皆濟候者也

明治七年五月 豊岡県

右村

正副戸長

総百姓

(未完)